

坂出市福祉医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、子ども、心身障害者およびひとり親家庭等に属する者に係る医療費等を助成することにより、子ども、心身障害者およびひとり親家庭等に属する者の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 乳幼児（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）

イ 義務教育就学児（6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）

(2) 心身障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級，2級，3級または4級である者として記載されている者

イ 療育手帳制度要綱（昭和49年4月1日香川県要綱）に基づき交付を受けた療育手帳に障害の程度が，Aまたはとして記載されている者

(3) ひとり親家庭等に属する者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 配偶者のない女子（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する者をいう。）または配偶者のない男子（同法第6条第2項に規定する者をいう。）で現に児童を扶養（民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により扶養義務を負っている者の行う扶養をいう。以下同じ。）している者および当該児童

イ 婚姻（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻の関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者が現に児童を扶養している場合であって，アに掲げる者に準ずると市長が認める者

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童

(4) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者，20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第1に規定する障害に該当する者または20歳未満で次のいずれかに該当する学校に在学している者をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（同法第53条に規定する定時制の課程，同法第54条に規定する通信制の課程ならびに同法第58条に規定する専攻科および別科を除く。）

イ 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程（同法第70条第1項において準用する同法第53条に規定する定時制の課程，同法第54条に規定する通信制の課程ならびに同法第58条に規定する専攻科および別科を除く。）

ウ 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の学年を除く。）

エ 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部

オ 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程

(5) 保護者 子どももしくは児童の親権を行う者または後見人その他の者で現に子どももしくは児童を監護するものをいう。

(6) 介護者 心身障害者の配偶者，扶養義務者その他の者であって心身障害者と同居し，主として介護する者をいう。

(7) 医療費 規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）その他の法令等の規定により医療に関する給付（以下「医療に関する給付」という。）を受けた場合において，当該給付を受けた者が負担し，または負担すべき費用（医療保険各法の規定および保険者等の規約，定款，運営規則等により，医療保険各法に規定する保険給付に併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を受けることができる額を控除した費用）をいう。ただし，入院時食事療養費の標準負担額に係る費用を除く。

(8) 医療機関等 病院，診療所，薬局その他のものをいう。

（助成の対象者）

第3条 この条例により，医療費の助成を受けることができる者は，子ども，心身障害者およびひとり親家庭等に属する者で，次に掲げる要件に該当する者（以下これらを「対象者」という。）とする。

(1) 坂出市に住所を有する者

(2) 医療に関する給付を受けることができる者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護を受けていない者

(4) 心身障害者およびひとり親家庭等に属する者にあつては，規則で定める所得の限度額を超えない者

(5) 平成20年8月1日以後において新たに心身障害者となる者にあつては，第2条第2号アま

たはイに規定する身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者
(受給資格者証の交付等)

第3条の2 医療費の助成を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、
受給資格者証の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により受給資格者証の交付を受けた対象者は、第6条に定める方法により助成を受けようとするときは、医療機関等に受給資格者証を提示するものとする。

(医療費の助成および助成の額)

第4条 市長は、対象者に対し、その対象者の疾病または負傷についての医療費を助成することができる。

(助成の申請等)

第5条 対象者は、この条例による医療費の助成を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。ただし、第6条第1項に規定する助成については、申請を要しない。

2 対象者は、第6条第4項に規定する医療費の助成については、医療に関する給付を受けた月分ごとに、市長に申請しなければならない。ただし、申請に相当する届出等がある場合はこの限りでない。

3 市長が対象者について特別の理由があると認めるときは、保護者または介護者は、対象者に代わって前項の規定による申請をし、または医療費の助成を受けることができる。

(助成の方法)

第6条 対象者に対する医療費の助成は、助成する額を医療機関等に支払うことにより行うことができる。

2 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対する助成があったものとみなす。

3 子どもに対する医療費の助成は、医療機関等に支払うべき額の審査および支払に関する事務を香川県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより行うことができる。

(助成費の返還等)

第7条 市長は、対象者が第三者の行為による傷病について損害賠償を受けたときは、当該損害賠償額の限度において、医療費の全部もしくは一部を助成せず、または既に助成した医療費の全部もしくは一部を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他の不正行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その

者から当該助成を受けた額の全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(坂出市乳幼児に対する医療費助成条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 坂出市乳幼児に対する医療費助成条例（昭和48年坂出市条例第1号）
- (2) 坂出市心身障害者医療費支給に関する条例（昭和49年坂出市条例第9号）
- (3) 坂出市老人医療費支給に関する条例（昭和50年坂出市条例第16号）
- (4) 坂出市母子家庭等医療費支給に関する条例（昭和51年坂出市条例第10号）

(経過措置)

第3条 前条各号に掲げる条例の規定に基づき現に受給資格者証の交付を受けている者は、この条例の規定による受給資格者証の交付を受けたものとみなす。

付 則（平成11年6月28日条例第18号）

- 1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。
- 2 平成11年7月1日前に行われた医療に係る老人医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成12年3月23日条例第15号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年12月25日条例第35号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成13年3月27日条例第10号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日までに年齢68歳に達した者に対する老人医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成15年7月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

付 則（平成17年3月18日条例第13号）

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

- 2 平成17年8月1日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成20年3月24日条例第8号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成20年7月1日条例第17号）

- 1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 平成20年8月1日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成22年3月31日条例第8号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年7月1日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第2条の規定による改正後の坂出市福祉医療費助成条例の規定は、平成23年8月1日以後に受けた医療の給付分から適用し、同日前に受けた医療の給付分については、なお従前の例による。

付 則（平成25年3月29日条例第9号）

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 平成25年8月1日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成26年3月28日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成26年8月1日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成26年9月30日条例第23号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。